



平成 18 年 5 月 25 日

各 位

会 社 名 株式会社スクウェア・エニックス
代 表 者 名 代表取締役社長 和 田 洋 一
(コード番号 9684 東証第一部)
問 合 せ 先 経営企画部長 佐々木 通博
(TEL. 03-5333-1555)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 18 年 5 月 24 日開催の取締役会において、平成 18 年 6 月 24 日開催予定の第 26 回定時株主総会に、「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

- (1) 現行定款第 2 条（目的）について、当社の完全子会社である株式会社タイトーの事業目的を包含すると共に事業目的を整理するため、変更を行うものであります。
- (2) 「電子公告制度の導入のための商法等の一部を改正する法律」（平成 16 年法律第 87 号）が平成 17 年 2 月 1 日に施行されたことに伴い、現行定款第 4 条について電子公告を導入するための所要の変更を行うものであります。
- (3) 「会社法」（平成 17 年法律第 86 号）等の平成 18 年 5 月 1 日施行に伴い、次の変更を行うものであります。
 - ①機関の設置に関する規定を設けるため、第 4 条（機関）を新設する。
 - ②株券の発行の規定を設けるため、第 7 条（株券の発行）を新設する。
 - ③単元未満株主の権利を明確化するため、第 10 条（単元未満株式についての権利）を新設する。
 - ④基準日を任意に設定するため、現行定款第 12 条（基準日）を削除し、これに代えて、第 15 条（定時株主総会基準日）を新設すると共に、現行定款第 40 条（利益配当金）に所要の変更を行う。
 - ⑤株主総会の招集地の選択肢を広げるため、現行定款第 13 条（招集）に所要の変更を行う。
 - ⑥インターネットを利用する方法で株主総会の参考書類を株主に提供するため、第 17 条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）を新設する。
 - ⑦株主総会において議決権の代理行使できる人数を規定するため、現行定款第 15 条（決議の方法および議決権の代理行使）に所要の変更を行う。
 - ⑧株主総会議事録における取締役の記名捺印は不要となったため、現行定款第 16 条（株主総会議事録）に所要の変更を行う。

- ⑨相談役の選定については、取締役会規程に定めるものとし、現行定款第 21 条（相談役）を削除する。
- ⑩取締役及び監査役の報酬等に関する規定の整備を行うため、現行定款第 22 条（報酬および退職慰労金）、第 34 条（報酬および退職慰労金）に所要の変更を行う。
- ⑪書面及びインターネットによる取締役会決議に関する規定を設けるため、現行定款第 25 条（取締役会の決議）に所要の変更を行う。
- ⑫社外監査役の責任軽減に関する規定を設けるため、現行定款第 38 条の 2（監査役の責任免除）に所要の変更を行う。
- ⑬剰余金配当等の決議を取締役にて行うため、現行定款第 6 条（自己株式の取得）及び現行定款第 41 条（中間配当金）を削除し、第 43 条（剰余金の配当等の決定機関）を新設する。
- ⑭配当金の除斥期間を明確化するため、現行定款第 42 条（配当金の除斥期間等）に所要の変更を行う。
- (4) 用字・用語・用法の整合性をとるため、現行定款第 7 条、第 8 条、第 9 条、第 10 条、第 11 条、第 14 条、第 18 条、第 19 条、第 20 条、第 24 条、第 28 条、第 29 条、第 31 条、第 32 条、第 33 条、第 35 条、第 37 条、第 39 条について字句の整備等を行うものであります。
- (5) 上記の変更による条項の追加に伴い、条項数を変更するものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は<別紙>のとおりであります。

3. 変更の日程

定款変更のための株主総会開催予定日	平成 18 年 6 月 24 日
定款変更の効力発生日	平成 18 年 6 月 24 日

以 上

<別紙> 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(目 的)</p> <p>第2条 当社は次の事業を営むことを目的とする。</p> <p><u>1. コンピューターソフトウェアおよびコンテンツの企画、開発、制作、販売</u></p> <p><u>2. インターネット等の通信網を利用した、ソフトウェアおよびコンテンツ並びに各種情報提供サービスの企画、開発、制作、販売</u></p> <p><u>3. 音声・映像のソフトウェアおよびコンテンツの企画、開発、制作、販売</u></p> <p><u>4. 玩具、文具、繊維製品、日用雑貨品の企画、開発、製造、販売</u></p> <p><u>5. 電子・電気機械器具の企画、開発、製造、販売</u></p> <p><u>6. 出版業および印刷業</u></p> <p><u>7. 一般労働者派遣業</u></p> <p><u>8. 広告代理業、保険代理業、教育事業、放送事業、不動産賃貸業、遊技場等のレジャー業およびその他サービス業</u></p> <p><u>9. 著作権、商標権、意匠権、特許権等の知的財産権の取得および許諾</u></p> <p><u>10. 前各号に附帯または関連する物品の製造、販売および輸出入業</u></p> <p><u>11. 前各号に関連する役務の提供</u></p> <p><u>12. 前各号に附帯または関連する一切の業務</u></p>	<p>(目 的)</p> <p>第2条 当社は次の事業を営むことを目的とする。</p> <p><u>1. ソフトウェア及びコンテンツの企画、開発、制作及び販売、並びに各種情報サービスの提供</u></p> <p><u>2. 出版業及び印刷業</u></p> <p><u>3. 屋内外娯楽機器の企画、開発、製造、販売、売買及び賃貸</u></p> <p><u>4. 前号の娯楽機器による遊技場の運営</u></p> <p><u>5. 玩具、文具、繊維製品、日用雑貨品及び電子・電気機械器具の企画、開発、製造、販売、売買及び賃貸</u></p> <p><u>6. 電気通信回線を利用した商品の販売、売買及びそれに附帯するサービスの提供</u></p> <p><u>7. 飲食店の経営</u></p> <p><u>8. 食料品、酒類及び医化学薬品類等の売買</u></p> <p><u>9. 貨物利用運送業</u></p> <p><u>10. 著作権、特許権、商標権、意匠権等の知的財産権の売買及び許諾</u></p> <p><u>11. 経営コンサルティング業、教育事業、放送事業、電子通信事業、一般労働者派遣業、広告代理業、保険代理業、不動産賃貸業、遊技場等のレジャー業及びその他サービス業</u></p> <p><u>12. 前各号に附帯又は関連する物品の製造、販売及び売買、並びにサービスの提供</u></p> <p><u>13. 前各号に附帯又は関連する一切の業務</u></p>
<p>第3条 (略)</p>	<p>第3条 (現行どおり)</p>
<p>(新 設)</p>	<p>(機 関)</p>
<p>(公告の方法)</p>	<p>第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p><u>(1) 取締役会</u></p> <p><u>(2) 監査役</u></p> <p><u>(3) 監査役会</u></p> <p><u>(4) 会計監査人</u></p>
<p>第4条 当社の公告は東京都において発行する<u>日本経済新聞に掲載する。</u></p>	<p>(公告の方法)</p> <p>第5条 当社の公告は、<u>電子公告により行う。ただし、電子公告によることができない事故その他のやむを得ない事由が生じた時は、東京都において発行される日本経済新聞に掲載して行う。</u></p>
<p>第5条 (略)</p>	<p>第6条 (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(自己株式の取得)</p> <p><u>第6条</u> 当社は、<u>商法第211条ノ3第1項第2号の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を取得することができる。</u></p> <p>(新 設)</p> <p>(1単元の株式の数)</p> <p><u>第7条</u> 当社の1単元の株式の数は、100株とする。</p> <p>(単元未満株券の不発行)</p> <p><u>第8条</u> 当社は、1単元の株式数に満たない株式(以下「単元未満株式」という。)に係る株券は発行しない。</p> <p>(新 設)</p> <p>(単元未満株式の買増請求)</p> <p><u>第9条</u> 当社の単元未満株式を有する株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その単元未満株式と併せて1単元の株式の数となるべき数の株式を当社に対し売渡すことを請求(以下「買増請求」という。)することができる。</p> <p>② (略)</p> <p>(株式取扱規程)</p> <p><u>第10条</u> 株券の種類、株式の名義書換、質権の登録、信託財産の表示、株主としての諸届、株券の再発行、株券喪失登録、単元未満株式の買取りおよび売渡し、その他株式に関する手続き並びに手数料については、この定款に定めある場合を除き、取締役会の定める株式取扱規程による。</p> <p>(名義書換代理人)</p> <p><u>第11条</u> 当社は株式について名義書換代理人を置く。</p> <p>② 名義書換代理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。</p>	<p>(削 除)</p> <p>(株券の発行)</p> <p><u>第7条</u> 当社は、株式に係る株券を発行する。</p> <p>(単元株式数)</p> <p><u>第8条</u> 当社の単元株式数は、100株とする。</p> <p>(単元未満株券の不発行)</p> <p><u>第9条</u> 当社は、単元未満株式に係る株券を発行しない。</p> <p>(単元未満株式についての権利)</p> <p><u>第10条</u> 当社の単元未満株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利</p> <p>(2) 剰余金配当を受ける権利</p> <p>(3) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</p> <p>(4) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当てを受ける権利</p> <p>(5) 単元未満株式の売渡しを請求する権利</p> <p>(単元未満株式の買増請求)</p> <p><u>第11条</u> 当社の単元未満株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を当社に対し売渡すことを請求することができる。</p> <p>② (現行どおり)</p> <p>(株式取扱規程)</p> <p><u>第12条</u> 株券の種類、株式の名義書換、質権の登録、信託財産の表示、株主としての諸届、株券の再発行、株券喪失登録、単元未満株式の買取り及び売渡し、その他株式に関する手続き並びに手数料については、この定款に定めある場合を除き、取締役会の定める株式取扱規程による。</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p><u>第13条</u> 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>② 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>③ 当会社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）および株券喪失登録簿は、<u>名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、質権の登録、信託財産の表示、株券の不所持、株主のなすべき届け出、株券の再交付、株券喪失登録、単元未満株式の買取りおよび売渡し、その他株式に関する事務は、名義書換代理人に取扱わせ、当会社においては、これを取扱わない。</u></p> <p>（基準日）</p>	<p>③ 当会社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）<u>、新株予約原簿及び株券喪失登録簿の作成並びに備置きその他の株主名簿、新株予約原簿及び株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては、これを取扱わない。</u></p>
<p>第12条 当会社は毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主をもって、その決算期に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p>	<p>（削 除）</p>
<p>② 前項の規定にかかわらず、取締役会は、あらかじめ公告して、これと異なる日現在の株主名簿に記載または記録された株主をもって、その決算期に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p>	<p>（削 除）</p>
<p>③ 当会社は、臨時株主総会を開催するにあたり、必要あるときは、取締役会の決議に基づき、あらかじめ公告して、基準日を定めることができる。</p>	<p>（削 除）</p>
<p>第13条 （略）</p>	<p>第14条 （現行どおり）</p>
<p>② 株主総会は、本店の所在地または東京都区内においてこれを招集する。</p> <p>（新 設）</p>	<p>（削 除）</p>
<p>（招集者および議長）</p>	<p>（定時株主総会基準日）</p>
<p>第14条 （略）</p>	<p>第15条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。</p>
<p>（新 設）</p>	<p>（招集者及び議長）</p>
<p>（決議の方法および議決権の代理行使）</p> <p>第15条 （略）</p> <p>② 商法第343条の規定によるべき決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</p> <p>③ 株主は、当会社の議決権を有する他の株主を代理人として議決権を行使することができる。この場合には、総会毎に代理権を証する書面を提出することを要する。</p>	<p>（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）</p> <p>第16条 （現行どおり）</p> <p>第17条 当会社は株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に提供したものとみなすことができる。</p> <p>（決議の方法及び議決権の代理行使）</p>
<p>第15条 （略）</p>	<p>第18条 （現行どおり）</p>
<p>② 商法第343条の規定によるべき決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</p> <p>③ 株主は、当会社の議決権を有する他の株主を代理人として議決権を行使することができる。この場合には、総会毎に代理権を証する書面を提出することを要する。</p>	<p>② 会社法309条第2項の規定によるべき決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</p> <p>③ 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として議決権を行使することができる。この場合には、総会毎に代理権を証する書面を提出することを要する。</p>
<p>（株主総会の議事録）</p>	<p>（株主総会の議事録）</p>
<p>第16条 株主総会の議事は、その経過の要領および結果を議事録に記載または記録し、議長並びに出席した取締役がこれに記名捺印または電子署名を行う。</p>	<p>第19条 株主総会の議事は、その経過の要領及び結果その他法令に定める事項を議事録に記載又は記録する。</p>

現 行 定 款	変 更 案
② (略) 第17条 (略)	② (現行どおり) 第20条 (現行どおり)
(選 任) 第18条 (略)	(選 任) 第21条 (現行どおり)
② 前項の選任決議は、 <u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u>	② 前項の選任決議は、 <u>議決権を行使することができる株主の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u>
③ (略) (任 期)	③ (現行どおり) (任 期)
第19条 取締役の任期は、 <u>就任後1年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時に終了する。</u>	第22条 取締役の任期は、 <u>選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時に終了する。</u>
② (略)	② (現行どおり)
(役付取締役および代表取締役) 第20条 取締役会の決議をもって、取締役会長1名、取締役副会長1名、取締役社長1名、および取締役副社長、専務取締役および常務取締役を各若干名を <u>選任</u> することができる。	(役付取締役及び代表取締役) 第23条 取締役会の決議をもって、取締役会長1名、取締役副会長1名及び取締役社長1名、 <u>並びに</u> 取締役副社長、専務取締役及び常務取締役を各若干名 <u>選定</u> することができる。
② (略) ③ (略)	② (現行どおり) ③ (現行どおり)
(相談役)	(削 除)
第21条 取締役会は、その決議をもって <u>相談役若干名を選任することができる。相談役は、当会社の業務に関し、社長の諮問に応じるものとする。</u>	
(報酬および退職慰労金)	(報酬等)
第22条 取締役の報酬および退職慰労金は、株主総会の決議により定める。	第24条 取締役が職務執行の対価として <u>当社から受け取る財産上の利益(以下「報酬等」という。)</u> は、株主総会の決議により定める。
第23条 (略) (取締役会の招集)	第25条 (現行どおり) (取締役会の招集)
第24条 (略)	第26条 (現行どおり)
② 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 ③ 取締役会は、 <u>取締役および監査役</u> の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで開くことができる。	② 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役 <u>及び</u> 各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 ③ 取締役会は、 <u>取締役及び</u> 監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで開催することができる。
(取締役会の決議)	(取締役会の決議)
第25条 (略) (新 設)	第27条 (現行どおり)
第26条 (略) 第27条 (略)	② <u>当社は、会社法第370条の規定により、取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき取締役(当該事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき(監査役設置会社にあつては、監査役が当該提案について異議を述べたときを除く。)</u> は、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があつたものとみなす。
第28条 (略) 第29条 (略)	第28条 (現行どおり) 第29条 (現行どおり)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役の責任免除) 第28条 当社は、<u>商法第266条第12項の規定により、取締役会の決議をもって、同条第1項第5号の行為に関する取締役(取締役であった者を含む。)の責任を法令の限度において免除することができる。</u></p> <p>(社外取締役の責任免除) 第29条 当社は、<u>商法第266条第19項の規定により、社外取締役との間に、同条第1項第5号の行為による賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金10,000,000円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</u></p> <p>第30条 (略) (選任) 第31条 (略) ② 前項の選任決議は、<u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>(任期) 第32条 監査役の任期は、<u>就任後4年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時に終了する。</u></p> <p>② (略) (常勤監査役) 第33条 監査役は、その<u>互選</u>により常勤監査役を定める。 (報酬および退職慰労金) 第34条 監査役の報酬および退職慰労金は株主総会の決議により定める。 (監査役会の招集) 第35条 (略) ② (略) ③ 監査役会は、監査役の全員の同意があるときは、<u>招集の手続きを経ないで開くことができる。</u></p> <p>第36条 (略) (監査役会の議事録) 第37条 監査役会の議事は、その経過の要領および結果を議事録に記載または記録し、出席した監査役が、これに記名捺印または電子署名を行う。</p> <p>第38条 (略) (監査役の責任免除) 第38条の2 当社は、<u>商法第280条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、監査役(監査役であった者を含む。)の責任を法令の限度において免除することができる。</u></p>	<p>(取締役の責任免除) 第30条 当社は、<u>会社法第426条第1項の規定により、取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p>(社外取締役の責任免除) 第31条 当社は、<u>会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金10,000,000円以上であらかじめ定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。</u></p> <p>第32条 (現行どおり) (選任) 第33条 (現行どおり) ② 前項の選任決議は、<u>議決権を行使できる株主の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>(任期) 第34条 監査役の任期は、<u>選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時に終了する。</u></p> <p>② (現行どおり) (常勤監査役) 第35条 監査役会は、その<u>決議</u>により常勤監査役を選定する。 (報酬等) 第36条 監査役の報酬等は、<u>株主総会の決議により定める。</u> (監査役会の招集) 第37条 (現行どおり) ② (現行どおり) ③ 監査役会は、監査役の全員の同意があるときは、<u>招集の手続きを経ないで開催することができる。</u></p> <p>第38条 (現行どおり) (監査役会の議事録) 第39条 監査役会の議事は、その経過の要領及び結果を議事録に記載又は記録し、出席した監査役が、これに記名捺印又は電子署名を行う。</p> <p>第40条 (現行どおり) (監査役の責任免除) 第41条 当社は、<u>会社法第426条第1項の規定により、監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新設)</p> <p>(営業年度および決算期) 第39条 当社の営業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとし、毎営業年度末を決算期とする。</p> <p>(新設)</p> <p>(利益配当金) 第40条 利益配当金は、毎決算期最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者にこれを支払う。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(中間配当金) 第41条 当社は、取締役会の決議により、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に対し、中間配当を行うことができる。</p> <p>(配当金の除斥期間等) 第42条 利益配当金および中間配当金はその支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。</p> <p>② (略)</p>	<p>② 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外監査役との間に、損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金10,000,000円以上であらかじめ定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。</u></p> <p>(事業年度) 第42条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。</p> <p>(剰余金の配当等の決定機関) 第43条 当社は、<u>剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議により定めることができる。</u></p> <p>(剰余金配当の基準日) 第44条 当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。</p> <p>② 当社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。</p> <p>③ 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</p> <p>(削 除)</p> <p>(配当金の除斥期間等) 第45条 配当財産が金銭である場合、利益配当金及び中間配当金はその支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。</p> <p>② (現行どおり)</p>